

令和元年度事業計画

3月の日銀松本支店の発表によると、「長野県経済は、緩やかに拡大している。最終需要の動向をみると、設備投資は増加している。また、住宅投資は横ばい圏内で推移し、個人消費は底堅く推移している。公共投資は弱含んでいる。この間、生産は高水準横ばい圏内で推移している。雇用・所得は、着実な改善が続いている。」としており、長野労働局の発表では、平成31年1月の有効求人倍率(季節調整値)は、1.65倍で推移しており「雇用情勢は、一層堅調に推移している」としています。

このような情勢から、民間においては、まだまだ人手不足が生じており、人材不足対策にシルバー人材センターが寄与するところは大きなものがあります。

シルバー人材センター事業については、国の「生涯現役社会の実現に向けた就労のあり方に関する検討会報告書」の中で、ポジティブな評価として「広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業である」こと、「適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上している」こと、「活動実績は見込みに見合ったものである」こととされています。

伊那広域シルバー人材センターにおいては、平成31年2月28日に2019年を起点とする「第4次中期5カ年計画」(2019年度～2023年度)を策定しました。

これを踏まえ、平成31年度においては、シルバー人材センターの抱える問題点を念頭に置きつつ、以下の事項を重点に事業展開することとします。

○ 中長期計画に基づく事業運営

「中期5カ年計画(2019年度～2023年度)」に基づき、着実な業務運営を行うとともに、実績等の分析を行い、必要に応じ見直しを図ります。

○ 会員及び就業機会の拡大

活力ある団体運営を行うには、会員の拡大が不可欠であり、会員の拡大に対応するためには、就業機会の確保が必要です。会員拡大目標については、中期計画において会員拡大目標を定め、それに対応する就業延人員目標を定めて、「PDCAサイクルによる目標管理」を行うことにより確実な目標達成を目指します。

○ 多様な働き方の推進

高齢者の多様な就業ニーズに応じていくには、センターの基本線である請負就業に加えて、シルバー派遣や職業紹介による働き方を推進します。

なお、それぞれの就業においては「臨時的かつ短期的な就業」又は「その他の軽易な業務に係る就業」を基本としつつ、労働者派遣事業及び職業紹介事業に取扱を限定した「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「高齢法」という。)」第39条に基づく業務拡大を進めます。このため、会員ニーズ及び発注者ニーズに沿って長野県知事の指定を受けるべく適切な対応を図っていきます。

○ 「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」に沿った業務運営

「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」は、センター会員の働き方に係る

重要な指針であり、公益法人として法令遵守の立場から、不適正な請負契約における就業の根絶、及び臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲を著しく逸脱した就業の是正に向けてセンターを挙げて取り組みます。

○ シルバー事業の更なる推進に向けた関係機関との連携

高齢者の多様なニーズに応じた、多様な就業機会を提供するため、市町村、包括支援センター、ハローワーク並びに商工団体等、関係機関及び各地域の団体等との連携を強化します。

○ 地域社会との信頼関係の確立

センターが、地域社会の一員として存在意義を高めていくためには、ボランティア等の社会活動のほか、地域の課題解決などを図るため、日常的に地方自治体等との緊密な連携を図ることが重要です。このため、各地域で行われる様々な社会活動に参加していきます。

具体的な事業展開事項

1 会員の拡大

会員拡大に向けて、下記の取組を実施します。

(1) 入会促進の取組

- ① 会員による1人1会員入会活動の実施
- ② 入会説明会の説明内容の見直し
- ③ 入会希望者に対し、適正かつ迅速な入会承認及び就業機会の早期提供
- ④ シルバー派遣事業の拡大及び高齢者活躍人材確保育成事業の活用による新規会員の確保
- ⑤ 新総合事業及び福祉・家事援助サービス事業等参入による女性会員の確保

(2) 退会抑止の取組

- ① 未就業会員への就業相談及び就業促進の実施
- ② 非就業会員継続制度（ゴールド会員、プラチナ会員制度等）導入の検討

(3) 魅力あるセンターづくり

- ① ボランティア活動やイベントへの参加を通じたセンター活動の広報
- ② ホームページの活用によるセンター活動の紹介

(4) 組織的取組

- ① 会員又は女性会員を拡大するための専門部会又は委員会等の設置（会員拡大部会、女性会員拡大部会等）
- ② 目標管理（PDCAサイクルによる目標管理）の徹底
- ③ 市町村、ハローワーク、事業主団体、企業等関係機関と連携した会員拡大

2 就業機会の拡大

(1) 就業機会の拡大

- ① 会員による1人1仕事開拓
- ② シルバー派遣事業の拡大

- ③ 過去の発注先への訪問
- ④ 新総合事業及び福祉・家事援助サービス事業への参入
- ⑤ 空き家管理対策事業への参入検討
- ⑦ 企業と協同した職種の開拓・開発による雇用・就業の展開
- ⑧ 業界団体等との連携による就業機会の拡大

(2) 地域就業機会創出・拡大

地域社会においては、介護をはじめとする少子高齢化への対応、子育て支援や地域経済の活性化、環境問題等、多くの課題を抱えており、シルバー事業においても、これらのニーズに対応していくことが求められています。

このため、地域の地方自治体や商工団体等と連携して、地域企業の雇用問題の解決、地域企業の活性化及び地域社会の維持・発展等につながる新たな就業機会を創出するための事業を企画し、シルバー事業として継続可能な事業を立ち上げることにより、高齢者の新たな就業機会の拡大を図ります。

3 安全就業の推進

「安全・安心なシルバー事業」の展開を図ることは、シルバー事業遂行の基幹をなすものであり、組織を挙げて安全対策のなお一層の推進を図り、重篤事故、傷害事故の撲滅や損害賠償事故の撲滅を図ることが肝要です。

このため、全シ協作成の「シルバー世代の健康管理」などを活用し、会員自らが健康維持・管理に努めるよう、健康診断受診の徹底などを図ります。

それとともに「安全就業ニュース」などを活用し、事故事例等を「他人ごと」ではなく、「自らのこと」として認識するよう、安全意識の徹底とその高揚を図ります。

さらには、ヒヤリ・ハット体験事例を収集し、要因分析により対策を講じ、事故の根絶に努めます。

4 適正就業ガイドラインに沿った事業運営

適正就業ガイドラインは、センター会員の働き方に係る重要な指針であり、公益法人として法令遵守の立場から、適正就業ガイドラインに沿った業務運営を推進することが求められます。適正な請負就業として問題がある事案については、早期にシルバー派遣事業や職業紹介事業に切り替え、安易な先送りはしないこととします。

また、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲を著しく逸脱した就業については早期に是正します。

5 シルバー派遣事業

シルバー派遣事業については、高齢化や労働力人口の減少が進行する中、多くの業種における人手不足分野や保育及び介護等の現役世代を支える分野において、シルバー派遣事業の着実な拡大を通じて、高齢者が当該分野の担い手として活躍することが期待されています。

このため、「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」の派遣事業の拡大を図ります。

6 業務拡大への対応（高齢法第39条）

高齢法第39条に基づく業務拡大については、労働者派遣事業及び職業紹介事業に限定した適用であり、会員ニーズ及び発注者ニーズに沿って長野県知事の指定を受けるべく適切な

対応を図ります。

また、業務拡大の措置に関連して雇用保険及び社会保険の適用については、法に基づいた適切な対応を図ります。

7 成長分野における請負就業

成長分野における請負就業は、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会における活動・貢献の場を広げるために欠くことの出来ない分野です。

このため、成長が期待される請負就業分野について、実態の把握及び情報の提供を行うことにより、センターの参入を促進する必要があります。

新総合事業

新総合事業については、改正介護保険法に基づき、平成29年4月までに段階的に地方自治体が主体となって実施することとなっています。

当センターについては、地域包括支援センターとの連携を図り実績向上を目指し、受託に向けた準備を進めることとします。

8 ハローワーク等関係機関及び各地域の業界団体等との連携強化

ハローワーク等関係機関との連携強化を図り、高齢者の雇用就業施策及び各種セミナー開催等の相互取組により、会員拡大及び就業機会の拡大等のシルバー事業の更なる推進を図ります。

9 社会参加活動の推進

センターは、生涯現役社会の実現に対応し、次のような役割を果たすことが求められています。

- ① 雇用・就業、職業能力開発、ボランティア活動、自営、起業、就農等に関する情報の収集・提供や相談機能の充実を図ります。
- ② ボランティア活動への参加や、趣味を生かしたサークル活動など、社会参加活動を支援していきます。

10 会計処理体制（内部牽制体制等）の確立と会計処理の適正化

シルバー事業は、地域における高齢者就業等施策の大きな柱であり、その社会的使命は重要なものです。このため、不正経理事案が発生すれば、シルバー事業に対する国民からの信頼を著しく損なうばかりでなく、シルバー事業の補助金制度をはじめとする業務運営に重大な影響を及ぼすこととなります。

このことから、会計事故の未然防止に努め、会計処理体制（内部牽制体制等）を確立し、会計処理の適正化を図ります。

11 事業運営基盤の強化

中長期の財政見通しに基づき自立的に運営基盤を強化するとともに、高齢者の活躍の場を拡大するため、以下の事項を重点として計画的に推進します。

会員による運営参画の推進と事業運営の効率化

① 業務体制・組織の最適化

理事会・専門部会等の活性化を図り、会員による新規入会促進、就業開拓等に加え、専門知識や経験を生かした事務局業務への活用など、会員による運営参画を積極的に推

進するとともに、業務体制・組織の最適化を図ります。

② 事業運営の簡素化・効率化

OA機器等を活用した業務処理の効率化を一層推進するとともに、センターの一般運営費の洗い出しなど、業務の見直しにより、事業運営の簡素化・効率化を推進します。